

令和6年度版

入園のしおり



豊田市立大草こども園

豊田市小原町北洞268番地2

TEL 65-2045

も く じ

1 教育及び保育の基本理念	-----	P. 2
2 めざす子ども像・教育及び保育目標	-----	P. 2
3 保育時間	-----	P. 4
4 一日の保育内容	-----	P. 5
5 食事とおやつ	-----	P. 6
6 行事について	-----	P. 9
7 健康管理	-----	P. 10
8 家庭の協力	-----	P. 14
9 災害等の発生が予測される場合の登降園等	-----	P. 17
10 保育料等	-----	P. 19
11 状況が変わった場合の手続きについて	-----	P. 26
12 保育支援アプリの利用	-----	P. 27
13 その他の取組	-----	P. 28
14 その他の注意事項	-----	P. 29
【乳児】登降園にさせていただくこと、持ち物について	-----	乳—1～
【幼児】登降園にさせていただくこと、持ち物について	-----	幼—1～
こども園等一覧表		

1 教育及び保育の基本理念

子どもが安定した情緒の基で、十分に自己発揮ができるように環境を整え、健康・安全で乳幼児期にふさわしい生活が展開できるようにします。その中で、心身の発達を助長し、社会の変化に対応できる「豊かな人格形成」と「生きる力」の基礎を育成することを踏まえ、次の3点を基本理念とします。

- ・ 愛する心、豊かな心をもった健康で活力のある子どもを育てる
- ・ 自ら考え、主体的に行動できる力を育てる
- ・ 道徳性の芽生えを培い、豊かな人間性の基礎・基本を育てる

2 めざす子ども像・教育及び保育目標

幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を受け止め、基本理念に基づき、乳幼児期の発達と地域の実態を踏まえ、環境を通して行う保育を基本姿勢として、子どもの生きる力の基礎を培うために、次のような「めざす子ども像」・「教育及び保育の目標」を掲げています。

めざす子ども像

- ・ 心身ともにたくましく、生き生きと活動する子ども
- ・ 愛情や信頼感をもち、友達と関わって遊ぶ子ども
- ・ 身近な環境に関わり、試したり、考えたりする子ども

教育及び保育の目標

- ・ 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る
- ・ 健康、安全な生活に必要な基本的な生活習慣や態度を育み、健康な心身の基礎を培う
- ・ 人との関わりを大切に人への愛情や信頼感を育て、自立と協調の態度や道徳性の芽生えを培う
- ・ 身近な自然や社会の事象について興味・関心を育て、豊かな心情や思考力の芽生えを培う
- ・ 生活の中で言葉への興味・関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度を養う
- ・ 様々な体験を通じて豊かな感情を育て、創造性の芽生えを培う
- ・ 保護者と子育ての喜びを共感することを支援の柱として、安定した親子関係や養育力の向上をめざし、園の特性や保育の専門性を生かして相談、助言、行動見本などを示し援助する

【本園の保育方針】

《保育目標》

- ・ 明るく元気いっぱいよく遊ぶ子ども

《目指す子ども像》

- ・ 心身ともにたくましく生き生きと活動する子ども
- ・ 愛情や信頼感をもち、友達と関わって遊ぶ子ども
- ・ 身近な環境に関わり、試したり考えたりする子ども

こども園大好き・せんせい大好き・ともだち大好き

《乳児》

- 心身ともに健康でよく遊ぶ子ども
- ・ よく笑い機嫌よく過ごせる子
- ・ 一人遊びが十分できる子
- ・ 感情や要求を表現できる子

《幼児》

- 心身ともにたくましく、生き生きと活動する子ども
- ・ 元気いっぱい遊ぶ子ども
- 愛情や信頼感をもち、友達と関わって遊ぶ子ども
- ・ 人の気持ちが分かり、友達を大切にする子ども
- 身近な環境に関わり、試したり、考えたりする子ども
- ・ いろいろな事に興味を持てる子ども
- ・ 目的に向かい挑戦できる子ども

《保育内容》

- ・ 子どもが五感を働かせ興味関心をもって生活できる環境の工夫を通し、遊びや生活に意欲的に取り組める保育を進めます。
- ・ いろいろな友達がいることを知り、思いを出し合い伝え合いながら、様々な関わりを通して互いに育ち合える保育を進めます。
- ・ 身近にある豊かな自然環境を取り入れ、いろいろな人と触れ合いながら、地域に親しみ親しまれる保育を進めます。
- ・ いろいろな人と心を通わせ合える、日々の挨拶を大切にします。
- ・ 家庭との連携を密にし、一人一人の子どもがより良い成長をしていけるように協力しながら、保育を進めていきます。(保育参加や子育て講座を通し、園の取組の理解や子育ての知識を広げていただく場を作ります)
- ・ 園内の安全衛生管理や自然災害への備え、子ども自身が命を守れる防災指導や衛生指導を行い、子ども達が安心安全に生活できるようにします。

3 保育時間

こども園の保育時間は以下の4つに分かれます。基本的な保育時間は午前8時30分から午後3時まで（月曜日から金曜日）です。早朝・延長・土曜日保育を実施している園もありますので、仕事等の状態に応じ、最長で午前7時30分から午後7時まで（月曜日から土曜日）の保育が可能です。早朝保育等の時間は園により異なります。詳しくは、巻末のこども園等一覧で御確認ください。

◆早朝・延長・土曜日保育は家庭保育が可能な場合は利用できません。

早朝・延長・土曜日保育については保護者の就労形態等に応じ保育を実施するため、申請時に保育が必要である旨を証明する書類の提出を求めます。この証明により利用時間が決定します。

なお、早朝・延長・土曜日保育の申請、取消しは利用月の前月25日までに園へ申請書を提出してください。原則、利用月中の変更はできません。

家庭保育が可能な場合は、基本保育時間【午前8時30分から午後3時（月から金）】のみ利用が可能です。

●留意事項

- (1) 入園当初は、園での生活に慣れるまで子どもの状態に合わせて、保育時間を短縮しております。御協力をお願いします。
- (2) 登降園は、必ず保護者で責任をもち、決められた時間を守ってください。止むを得ぬ事情により遅れてしまう場合等は、前もって連絡を入れてください。
- (3) 家庭での親子のふれあいが、子どもの成長にとって、とても大切です。家庭での保育が可能な場合は、早朝・延長・土曜日保育は利用できません。

4 一日の保育内容

乳児（3歳未満児）	時 間	幼児（3歳以上児）
早朝保育	7：30	早朝保育
登 園 ・観察、検温、所持品の整理	8：30	登 園 ・観察、所持品の整理
遊び、生活 お や つ	9：00	遊び、活動 ・自発的な遊び ・課題のある活動
	10：00	
昼 食	12：00	昼 食
昼 寝		
	13：00	遊び ・自発的な活動 昼寝 ・3歳児…4～12月頃 ・4,5歳児…夏季休業保育中
お や つ	14：00	
降 園 延長保育	15：00	降 園 延長保育 おやつ
おやつ	16：00	
延長保育最終降園	18：00	延長保育最終降園

※ 土曜日保育においては、昼食・降園時間が異なります。

5 食事とおやつ

給食は、子どもの発達に合わせ、乳児（3歳未満児）、幼児（3歳以上児）にわけて栄養士が献立を作成し、実施しています。

献立表は毎月末に翌月分をコドモンで配信又は各家庭に配布します。

〈乳児食〉

- 献立表を基に、乳児の発達に合わせ、食べやすいように配慮しながら調理員が提供します。
- 必要な栄養をとりながら、いろいろな種類の食べ物や料理を味わい、食べる喜びを持てるようにします。また、保育者や友達と一緒に食べる楽しさを体験したり、スプーンやフォークを使って自分で食べようとする意欲を育てます。
- おやつは、午前と午後にあります。

〈幼児食〉

- 給食センター等から調理・配送されます。子どもの心身の発達を促すために、必要な栄養をとりながら、みんなと一緒に楽しく食事をするにより、好き嫌いのない食事やマナー等のよい習慣を身につけます。
- 土曜日は、簡易給食(調理パン等)となります。(土曜給食は園により多少異なります。)

〈その他〉

- 食物アレルギー対応は生活管理指導表に基づいて行います。詳細は園に御相談ください。
- 園外保育等のときは、弁当の持参をお願いする場合があります。あらかじめお知らせしますので、御協力ください。
- 献立内容等は各園の行事等で多少異なることがありますので、御承知ください。
- 春季・夏季休業保育期間、年末年始前後について、原則給食を提供しますが、3～5歳児について、給食センター等休業日、園全体の利用者数が10人未満等、給食を実施できない場合は、弁当の持参をお願いします。
- 給食センター等の施設保守点検や修繕のため、給食を中止することがあります。その期間、幼児は、弁当持参となりますので御協力ください。なお、期間については、あらかじめお知らせします。

豊田市こども園の給食における食物アレルギー対応について

豊田市役所こども・若者部保育課

豊田市では、食物アレルギーを有する園児の安全を最優先とし、健やかに成長できるよう、以下の対応をとっています。詳細については園とご相談ください。

1 対応方針（乳幼児共通）

◆対象のアレルゲン(原因食品)食品について完全除去対応(提供するか、しないか)を行います。

食品の量、調理方法等によつての対応は原則行いません。

◆ご家庭で食べたことのない食品は提供できません。

給食で提供される食品について、入園前にご家庭で食べていただくようお願いいたします。

◆医師の診断指示「園生活管理指導表」に基づき対応します。

食物アレルギーがある場合は、必ず医療機関を受診し、園生活での管理・配慮が必要か不要かについて医師の診断を受け、必ず園にご相談ください。

◆重度のアレルギー症状をお持ちの場合、給食の提供ができない場合があります。

コンタミネーション[※]等ごく微量で発症する可能性がある場合は、安全な給食の提供が困難なため、弁当を持参いただくようお願いいたします。

※コンタミネーションとは、食品を製造する際に、原材料としては使用していないにも関わらず特定原材料等が意図せず混入する場合があります。

2 乳児給食について

◆園で食材を購入し、調理を行い、給食を提供します。

◆原則、園で除去食、代替食を提供します。

◆園から配布される乳児献立一覧表と乳児献立表を、園と保護者で確認し対応していきます。

3 幼児給食について

◆給食センター等から調理・配送される給食を提供します。

◆対象のアレルゲン(原因食品)を含む料理・食品は提供しない対応を行います(無配膳対応)。

無配膳対応をした料理・食品の代替について、弁当を持参いただくようお願いいたします。

◆豊田市の給食における食品等の扱いについて以下のルールがあります。

・ソバ、ピーナッツの使用はありません。ナッツ類について、そのものは使用しませんが加工品や調味料にナッツ類が含まれている場合があります。

・卵・野菜は75℃で1分間以上加熱したものを提供し、生卵・生野菜は提供しません。

◆園から配布される献立一覧表と食物アレルギー原因食品一覧表を、園と保護者で確認し対応していきます。

◆園と小学校の献立は一部異なります。入学前に小学校の献立を確認するようお願いいたします。

お子様のアレルギーについて、 入園前に医療機関で診断を受けましょう

①園から「園生活管理指導表」をもらう。



②医療機関を受診する。



③診断が確定し、園での管理が必要な場合は「園生活管理指導表」を
医師に記入してもらう。



④園に「園生活管理指導表」を提出する。
園生活におけるアレルギー対応について園と保護者で相談する。



もしかしてと思ったら、かかりつけ医に相談してみましょう

食物アレルギーと間違いやすい症状



ヒスタミンによる 食中毒

鮮度の低下した赤身魚を食べると、魚
中のヒスチジンがヒスタミンに変化し、
じんましんなどの症状が出ます。

乳糖不耐症

牛乳を飲むとおなか
がゴロゴロすることがあり
ます。これは、消化不良
による症状です。



やまいもやきゅうり等 による「仮性アレルギー」

野菜や果物の中には、食物アレル
ギーと似た症状(かゆみなど)を引き起
こす成分が入っているものがあります。



※食物アレルギーのある人でアトピー性皮膚炎を伴うことはありますが、アトピー性
皮膚炎だからといって、食物アレルギーがあるとは限りません。

※一般的には、乳幼児期に発症した食物アレルギーの90%は、6歳までに治ると
言われています。

「園生活管理指導表」が必要と思われる場合は、園に御連絡ください。

6 行事について

集団生活を通して子どもの成長、発達等を促すため、次のような行事を行っています。

※★は保護者参加の行事です。

※その他の行事及び詳しい日にちについては、コドモン「カレンダー」にてご確認ください。

月	行事名	月	行事名
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・★入園式（3,4,5歳児） ※保護者は、新3歳児、新入園児のみ参加 ・こどもの日を祝う会 	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・★運動会(3,4,5歳児)
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・★保育参加（4,5歳児） ・★保育参加（3歳児） ・★園小合同引き渡し訓練（全園児） 	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・六所山野外体験学習（5歳児） ・祖父母発表会（3,4,5歳児） ・★生活発表会（3,4,5歳児）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・★フッ化物洗口説明会（5歳児） ・★保育参加（乳児） ・プール開き 	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・もちつき ・冬のお楽しみ会
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・七夕会 ・交通安全学習センター学習（4,5歳児） ・プール納め 	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・新年を祝う会 ・★個別懇談会（5歳児）
8月		2月	<ul style="list-style-type: none"> ・豆まき ・★入園説明会
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・夏のお楽しみ会 	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ひな祭り会 ・お別れ会 ・★卒園式（5歳児）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・内科健診、歯科健診 ・道慈こども園との交流 ・人形劇 ・防サイ君（地震体験） ・不審者訓練 		
毎月	誕生会・交通安全指導・避難訓練		

7 健康管理

乳幼児期は心身共に著しく成長し、人として健康な生活を送る基礎をつくるきわめて大切な時期です。子どもが元気にすくすくと育つために、家庭と園が十分連絡を取り合って子どもの成長を見守ることが必要です。園で子どもが楽しく過ごせるように御協力をお願いします。

(1) 基本的な生活習慣を身につけましょう。

成長・発達途上の子どもが健康に過ごすために、「生活リズムの安定」を保つことが基本です。毎日の生活の中で「早寝・早起き」「一日3回のバランスの良い食事をとる」ことを繰り返すことで、十分な睡眠と栄養が取れ、元気に遊ぶことができます。

大人中心の生活ではなく、子どもの生理的なリズムに合わせましょう。

- ①早寝、早起きをしましょう。夜9時には布団に入ることを目標としましょう。
- ②大人と一緒に朝食をしっかり食べましょう。
- ③朝、登園前にトイレに行きましょう。

(2) 清潔について

- ① 手洗い、うがいは感染予防の基本です。子どもがかかりやすい感染症はウイルス性の病気が多く、手洗い、うがいで予防できるものも多くあります。家庭でも手洗い、うがいの習慣化に心掛けてください。
- ② 感染予防、けがの予防のために爪を短く整えましょう。長い爪は細菌、ウイルスが溜まりやすく不潔になります。また、友達の顔や手をひっかくと傷になってしまいます。
- ③ 毎日入浴し、皮膚を清潔に保ちましょう。入浴後は清潔な肌着を着せてあげましょう。皮膚を汚れたままにしておくと感染症を引き起こす原因になります。入浴は病気から身体を守るだけでなく、精神的な安定も図れます。病気等で入浴ができない場合は手足やお尻、陰部、赤ちゃんの場合は首の周りも拭いてあげましょう。
- ④ 目や皮膚の病気の予防のため、髪の毛は短くするか、結んであげましょう。

(3) 日頃の健康管理について

- ① 持病や体質的に配慮を要する場合は、あらかじめお知らせください。状況により、主治医の診断書等の提出をお願いする場合があります。
例) 小児ぜんそく、アレルギー体質(過敏症)、ひきつけ、けいれん
関節がはずれやすい、医療的ケアがある、その他継続的に受診している病気等
- ② 熱がある等いつもと異なる体調の場合は、早めに休養し、ゆっくりと体調の回復を待ちましょう。また、体調が回復してから登園しましょう。

- ③ 子どもは体温調節が未熟です。周囲の大人が季節や活動に応じてこまめに衣類を調節することで、次第に子ども自身に調節する力が養われます。着脱しやすく、活動しやすい衣服を整えてください。また、子どもは代謝が激しく、汗をかきやすいので水分を吸収しやすい下着を着せて登園させてください。

(4) 体調が悪くしたら

体調が悪い場合は、十分な栄養を取り、安静にすることが大切です。また、子どもの病気は急に状態が変わることもあります。体調の変化に合わせて早めに受診し、悪化しないようにしましょう。

《こんな時は家で様子を見て、早めに受診しましょう》

- ぐずる、泣いてばかりいる
- 元気がなく、食欲がない
- 熱がある
- ぐったりしている
- 下痢、嘔吐がある
- 痛がる
- 湿疹などのブツブツがある
- 朝、なかなか起きられない
- 目やにが出ている

※子どもは、自分の状態をきちんと伝えることが十分できません。朝の忙しい一時ですが、しっかりと目を合わせ、スキンシップをし、子どもの表情や体の状態など、小さな変化に気を配りましょう。

(5) 薬の使用について

園では、原則、子どもに薬を飲ませる、塗る等はいりません。

- ・保育時間中に薬が必要な場合は、可能な限り保護者が来園して実施して下さるようお願いいたします。
- ・受診した医療機関で現在通園していることを伝え、保育時間中に薬を使用しなくてもよいように使用時間や薬の種類の変更等が可能かを相談してください。
- ・上記が共にできない場合は、園に相談してください。
- ・医師の指示に基づかない市販薬等の対応はできませんので、御了承ください。

(6) 病児保育について

病気やけがの回復期にあり、集団保育が困難な場合に、病児保育室の利用ができます。詳細は園にある「豊田市病児保育事業利用のご案内」を参照ください。ただし、施設利用定員は限られていますので、良き協力者を探しておくことも大切です。

病児保育室

- ・すくすくの森 (すくすくこどもクリニック隣) 豊田市東山町 2-2-9 Tel.80-1633
- ・ぴよっこ (豊田厚生病院内) 豊田市浄水町伊保原 500-1 Tel.43-5082
- ・ぴーぽらんど (トヨタ記念病院) ※実施方法・使用様式等が異なるので、トヨタ記念病院のホームページで確認してください

(7) 園での定期健康診断等について

- ① 病気や異常を早期発見するために園医等による定期健康診断を実施します。
(内科、歯科、尿検査、視力検査(年中・年長のみ))
診断の結果、疾病や精密検査等のお知らせがあった場合は、速やかに医療機関を受診してください。
- ② 相談事項等があれば、事前に配布する「定期健康診断事前調査票」に御記入ください。
- ③ 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査は、この健康診断とは内容が異なりますので、別に市から届いた通知に従って必ず健診を受けてください。

(8) 園で体調が悪くなったら

体調が悪くなった場合は、連絡します。早めにお迎えに来ていただき、医療機関を受診してください。園で感染症が流行している時は、受診の際、現在通園している園で感染症が流行していることを医師に伝えてください。

けがをした場合は応急処置をし、状況を連絡します。必要に応じてお迎えをお願いする場合があります。

＜こんな時は連絡します。御理解と御協力をお願いします。＞

- ・ 発熱や頭痛、腹痛、おう吐、下痢等で状態が回復しない
- ・ いくつかの症状が重なって見られる
- ・ 食事や水分がとれない
- ・ いつもと様子が違う
- ・ 地域の感染症の流行状況から判断した場合

★発熱、嘔吐・下痢等があった時に、症状が治まってすぐに登園すると、ぶり返すなど病気が長引く場合があります。お子さんに無理をさせないためにも、解熱後または症状が治まってから概ね24時間以上様子を見て、症状等が改善していることを確認してから登園できるとよいですね。

【大便・嘔吐物・血液で汚れた衣服の取り扱いについて】

- ・下痢・嘔吐・血液の汚れ物が発生した場合、職員を介してウイルス等がまん延することが無いよう、園で衣服を洗うなどの処置をしませんので、御了承ください。
汚れた衣服については、各トイレ内の密封ケースに保管しておきます。お迎えにみえた時に、持ち帰ってください。

- 《手順》
1. 子どもさんのかばんに、番号札がついています。
 2. トイレ内の密封ケースの中で、番号札と同じものを探す。
 3. 中身を取り出し、ケースを消毒して帰る。

◆ご自宅で汚れを落とすときに心がけてください◆

- ・窓を開け、十分換気をしてください。
- ・使い捨て手袋、使い捨てマスクを使用すると、二次感染を防止するのに効果的です。
- ・塩素系の消毒を使用する、または、85℃の熱湯で1分間以上つけることで消毒の効果が得られます。但し、素材によっては縮んだり塩素系の消毒液で色落ちしたりする場合がありますので、注意書き等で適応を確認しながら消毒してください。
- ・他の洗濯物と分けて、最後に洗濯をしてください。
- ・片づけ時、周りを汚さないように気をつけてください。
- ・最後に石鹼で、しっかりと手洗いをしてください。

(9) 感染症について

- ① 子どもが感染症にかかったら、直ちに園へ連絡してください。
- ② 感染症によって、医師の指示により他の児童へ感染のおそれがないと判断されるまで登園停止となるものがあります（学校保健安全法施行規則18条）。
- ③ 登園停止となった感染症の内、治ゆした証明が必要な場合があります（下表1のとおり）。提出が必要な場合は園から指示させていただきます。提出の方法については、下記のとおりです。

豊田加茂医師会加盟医療機関に「治ゆ証明書」が置いてあります。医療機関で証明を受け、登園時に、園へ提出してください。豊田加茂医師会に加盟している医療機関で受診した場合の文書料（証明料）は、豊田市で負担します。

（豊田加茂医師会加盟でない医療機関で、治ゆ証明書が発行された場合の文書料は保護者負担となります。）

- ④ 感染力が非常に強い感染症（インフルエンザ等）については、感染拡大防止のため、クラス等に対して登園自粛の措置をとることもありますので、御承知ください。
- ⑤ 予防接種により、発症を予防できる感染症があります。市から予防接種の通知が来たら、体調を整えて早めの接種をお願いします。
- ⑥ 清潔、不潔に関係なく、年間を通してアタマジラミの発生が見られます。髪の毛から髪の毛へと付着し広がりますので、発生したら直ぐ駆除等に御協力ください。

表1 治ゆ証明書が必要な感染症 (R5.11 時点)

※インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症については当面の間、治ゆ証明書は不要です。ただし、登園停止期間の基準を過ぎてから登園するようにしてください。

感染症		登園停止期間の基準
治ゆ証明書が必要な感染症	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	風疹（三日はしか）	ほっしん 発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	じかせん がっかせん ぜっかせん しゅちよう 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	水痘（水ぼうそう）	ほっしん かひか すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	しやうたい 主要症状が消退した後2日を経過するまで
	※インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで
	※新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎（はやり目） 急性出血性結膜炎、結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間が経過するまで
伝染性紅斑（りんご病） とびひ、手足口病、ヘルパンギーナ、 感染性胃腸炎 等	治ゆ証明書は不要ですが、医師の判断により集団生活が困難と判断された場合は、登園できないことがあります。	

(10) 新型インフルエンザ等が発生した時

病原性の高い新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活や国民経済に甚大な影響を及ぼしそうな場合には、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小限にするため、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が行われます。

必要に応じて、保育施設の臨時休園を行う場合があります。

8 家庭の協力

(1) 登降園について

- ① 時間は守ってください。
- ② 登降園は安全な道を選び、毎日決めた道を通りましょう。また、歩くときは必ず手をつなぎましょう。

- ③ 登降園時の送迎は、保護者の方で責任をもっていただき、交通事故防止につとめてください。門扉は保護者の方で責任をもって開閉をしてください。鍵は必ず閉めましょう。
- ④ 中途時間に降園する時、又は保護者以外の方が迎えに来る時は事前に連絡してください。
- ⑤ 欠席する時や、長期欠席後登園する時は事前に連絡してください。
- ⑥ 車を利用される場合は、下記のことを守ってください。
 - 決められた場所に駐車し、必ずエンジンを止め、施錠をしてください。
 - 車上ねらいが多発していますので、車内にはバッグ等を絶対に置かないようにしてください。
 - 車からは親が先に降り、必ず子どもの手をつないでください。
 - 車中に子どもを残さないでください。

登降園の受付を始め、園への連絡などは保育支援アプリ(コドモン)にて行います。

※詳細は、入園のしおりP27, 別紙「保育システム「コドモン」保護者マニュアル」「コドモン・エンペイについて」を御確認ください。

【駐車場について】

● 保護者駐車場は以下の2か所です ●

1 「保護者の会駐車場（四季桜公園北側下）」

※17時10分過ぎに閉鎖します。その時間以降にお迎えの場合は、こども園正門前の駐車場をご利用ください。

(17時までのお迎えの方は、閉鎖前までに速やかにお帰りください)

2 「旧郷土資料館駐車場」(園より信号に向かった道路の右側)

● 以下の場合、正門前の駐車場を利用できます ●

- ・病気やケガ等でお迎えの場合。
- ・乳児や二人以上の兄弟児で布団が二つ以上あるなど、荷物がたくさんある場合。(※荷物出し入れのみとなります。事前に園に連絡をしてください)
- ・17時10分以降、保護者の会駐車場が閉まっている場合。

《ご注意ください》

※路上駐車は危険なため、絶対にしないでください。

※駐車場での立ち話はお子さんから目が離れるなど、大変危険です。駐車場では遊んだりせず、速やかにお帰りください。

《交通ルールが身につくよう、親子で交通安全を守りましょう》

- ★道路を歩く時は必ず手をつなぎましょう。
- ★道路を横断する時は一旦止まり、必ず左右を確認し手を上げて渡りましょう。

(2) 生活習慣について

- ① 早寝・早起きの習慣をつけましょう。
- ② 大人と一緒に朝食をとりましょう。
- ③ 登園前に排便の習慣をつけましょう。
- ④ 朝夕のあいさつはすすんでしましょう。
- ⑤ 安全の習慣を身につけましょう（交通事故、水難事故、誘拐事件等の防止）。
- ⑥ テレビ・ゲーム等は時間を決めましょう。
- ⑦ スマホやパソコンの使用は控え、ふれあいを大切にしましょう。

(3) 休園日について

休園日は、日曜日、祝日、年末・年始（12月29日から翌年の1月3日まで）、災害等の発生が予測される場合です。なお、土曜日については、巻末の「こども園一覧表」を参照ください。

9 災害等の発生が予測される場合の登降園等

豊田市では、台風時や地震時及び大雨による災害事故を防ぐため、この地方に警報が発表された時の登降園について、次のようにとり決めておりますので御協力ください。

また、暴風警報等の気象情報については、テレビ、ラジオ、インターネット等の放送又はひまわりネットワークの気象情報を御確認ください。

豊田市内気象警報等の区域については以下の2区域となります。

・西三河北西部 ⇒ 豊田市西部（下記以外の地区）

・西三河北東部 ⇒ 豊田市東部（旭、足助、稲武、下山地区）

◆上記園所在区域に「暴風警報」が発令された場合

①警報が発令されて午前6時までに解除された場合は、平常通り保育します。

②午前6時までに警報が解除されない場合は、当日の保育を中止します。

③園児が園にいる時に発令された場合は、速やかに迎えにきてください。

④注意報発令の場合にも気象変化に十分注意して、子どもの危険防止に努めてください。

※園所在区域に「暴風雪警報」「特別警報」が発令された場合も、「暴風警報」発令時と同様の対応となります。

◆上記園所在区域に「大雨警報・洪水警報」が発令された場合

原則保育を実施しますが、園が危険と判断した場合は当日の保育を中止します。

※前日までに台風の接近や、災害級の大雨等が予報されている場合には、翌日の保育を中止する場合があります。該当する場合にはコドモンから連絡しますので、御理解・御協力をお願いします。

◆給食について

①午前6時までに暴風警報の発令が解除された場合は、当日の給食はあります。

なお、保育時間中に暴風警報が発令された場合、その時間・状況により給食を実施できない場合がありますので、御承知おきください。

②前項の規程にかかわらず気象情報等により、事前に暴風警報が発令されると予測される場合は給食を中止することがあります。

この場合においては、給食を中止する日の前日の午前11時までに、コドモンアプリにて連絡します。なお、当日暴風警報が発令されていない場合においても給食はありませんので、弁当を持参してください。

※「特別警報」が発令された場合も、原則「暴風警報」発令時の対応に準じます。

※特定の地域において土砂災害警戒情報、河川氾濫情報、その他の避難指示等が発令された場合は、園の指示に従ってください。

※豊田市から「警戒レベル3・4」が発令された地域の方は速やかに避難してください。

★大草こども園は土砂災害警戒区域に指定されています。保育中に発令された場合は、直ちに迎えをお願いします。（詳細についてはP18を参照）

◆地震が発生した場合

①豊田市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、園から指示があるまで自宅待機とします。

②園児が園にいる時に震度5弱以上の地震が発生した場合は、速やかに迎えにきてください。

③南海トラフ地震臨時情報が発令された場合は、園からの指示に従ってください。

◆Jアラートが発信された場合

①登園前に発信された場合は、園から指示があるまで自宅待機してください。

②保育中に発信された場合は、園からの指示に従ってください。

【土砂災害警戒情報発令時の対応について】

大草こども園は、土砂災害警戒区域(レッドゾーン)に指定されています。土砂災害警戒情報(警戒レベル3, 4)が発令された場合、園児は避難所に避難をします。保護者の方は、下記の要領で直ちに迎えをお願いします。

最終的に、全園児「勤労者研修センター」へ避難予定

【避難場所】(引き渡し場所)

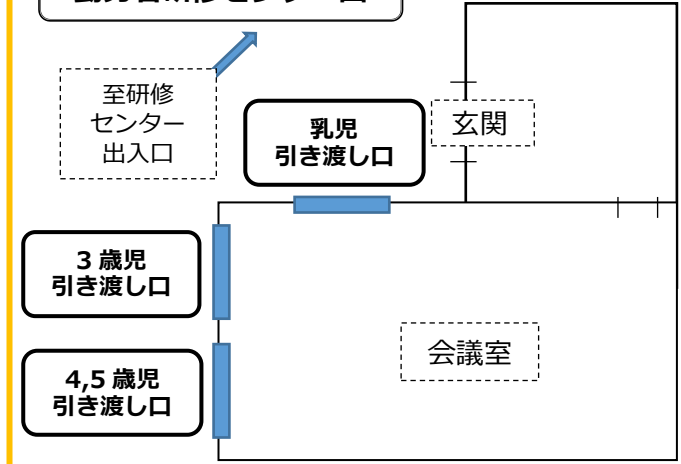
- 第一避難場所…小原勤労者研修センター **★駐車場：小原支所**
- 第二避難場所…J A あいち豊田小原支店 **★駐車場：J A 裏**
- ※研修センター駐車場は、道路混雑の原因になるため使用しないでください。

【持ち物】・「児童引き渡しカード及び緊急連絡票(家庭用控)」

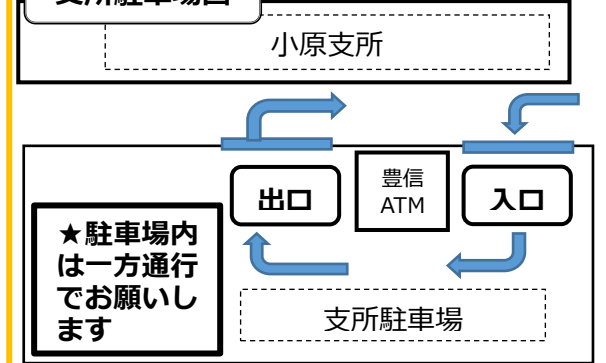
※引き渡し時に、保護者確認として提示していただきますので必ずお持ちください。

- ・警戒情報が発令された場合、近隣園や小学校と連絡を取り合い避難の有無を決定した後に避難を開始します。従って、発令後すぐに迎えに来られる場合は、**こども園まで迎えに来て**ください。
- ・避難先として**第一避難場所(小原勤労者研修センター)**を目指しますが、そこまでの避難が難しい場合は、**第二避難場所(J A あいち豊田小原支店)**に避難します。
- ★状況により子どもたちの居場所が変わります。兄弟も同じ場所とは限りません。できるだけコドモンで避難状況をお知らせしますが、正確な配信が難しい場合も考えられます。迷う場合は、**①こども園→②J A→③研修センター**と、移動をしてきてください。

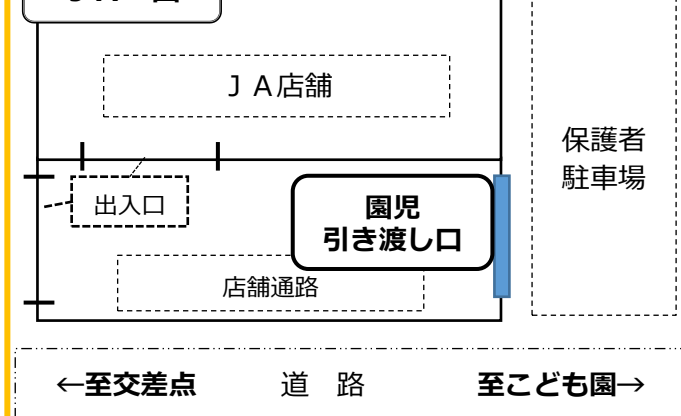
勤労者研修センター図



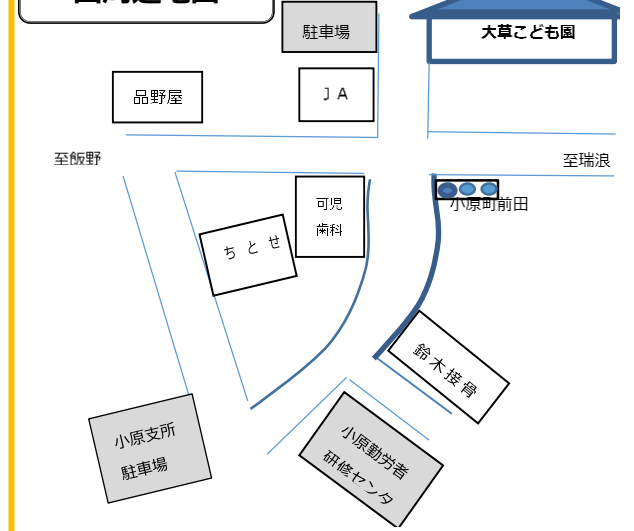
支所駐車場図



J A 図



園周辺地図



10 保育料等

こども園等の保育料

(1) 保育料の種類

こども園等の保育時間は以下の4つに分かれます。

【A】基本保育時間	午前8時30分から午後3時まで（月～金曜日）
【B】早朝保育時間	実施している園もあります。
【C】延長保育時間	実施内容は園によって異なるため、詳しくはこども園
【D】土曜日保育時間	等一覧を参照してください。

7:30	8:30	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
早朝 保育 時間 【B】	基本保育時間【A】（月～金曜日） 月額料金は市民税所得割額等による		延長保育時間【C】 月額			
			(16:00まで) 1,000円			
月額 1,000 円	土曜日保育（基本保育時間土曜日）【D】 ※一部の園は正午まで 月額1,600円（正午までの園は800円）		(17:00まで) 2,000円			
			(18:00まで) 3,000円			
			(19:00まで) 4,000円			

※記載の金額は乳児（0～2歳児）の料金です。幼児（3～5歳児）の料金は0円です。

(2) 【A】基本保育料

平日の午前8時30分から午後3時までの保育にかかる保育料です。

保護者の市民税所得割額等に基づき、基本保育料を決定します。ただし、調整控除以外の各種税額控除（住宅借入金等特別税額控除やふるさと納税等）は加味しません。

幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所については、この他に実費徴収（施設整備費・園独自の教育経費等）がある場合があり、実費徴収分は無償化の対象外となります。実費徴収の詳細については、直接園にお問合せください。

階層	市民税所得割額	0～2歳児	3～5歳児
A	生活保護世帯	0円	0円
B01・B91	市民税非課税		
C01・C91	48,600円未満		
C02・C92	57,700円未満		
C03・C93	77,101円未満		
D01	97,000円未満	12,000円	
D02	169,000円未満	15,000円	
D03	301,000円未満	32,000円	
D04	301,000円以上	37,000円	

(3) 【B～D】早朝・延長・土曜日保育料（以下、「延長保育等」という。）

延長保育等は、保護者の就労形態等に応じて保育を実施します。

ア 利用できない場合

家庭保育が可能な場合は、延長保育等は利用できません。

イ 提出書類

- ・早朝保育等及び春季休業保育等申請書（園で配付）
- ・延長保育等が必要である旨を証明する、要件証明書（就労証明書等）

ウ 申込み

延長保育等の申込み、変更及び取消しは、利用前月の 25 日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

エ 保育料

	0～2 歳児（D階層のみ）	・0～2 歳児 （A～C階層） ・3～5 歳児
【B】 早朝保育料	月額 1,000 円を加算 ※午前 8 時から午前 8 時 30 分までの園は月額 500 円を加算	0 円
【C】 延長保育料	1 時間ごとに月額 1,000 円を加算	
【D】 土曜日保育料	月額 1,600 円を加算 ※午前 8 時 30 分から正午までの園は月額 800 円を加算	

オ その他

幼保連携型認定こども園の 3～5 歳児のうち、保育の必要性がない（1号認定）場合は、延長保育等を利用できません。

ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

基本保育料の算定方法

(1) 基本保育料の算定方法

基本保育料は、保護者の市民税所得割額によって算定されます。

算定の対象となる保護者

ア 父	
イ 母	
ウ 家計の主宰者	父、母ともに市町村民税非課税の場合は、 父母以外の同居の直系血族（祖父母等）及び高校生以上の兄弟のうち、最も市町村民税額が高い方

なお、父母が別居している場合や、離婚後同居している場合も両親が算定の対象となります。

(2) 基本保育料の階層

こども園等の保育料（2）【A】基本保育料の表において、算定者の市民税所得割額の合計額が該当する階層が基本保育料の階層となります。

(3) 保育料の多子軽減 ※A～C階層は、保育料は無料のためD階層のみ適用
 多子世帯においては、その子どもが何人目の子どもかによって、基本保育料等の軽減措置があります。

【兄弟判定】

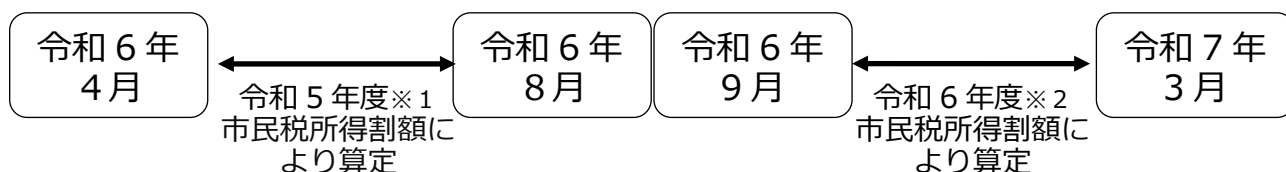
生計を一にする兄弟をすべてカウントして何人目の子どもかによって判定します。同居の兄弟は生計を一にするとみなしますが、別居の兄弟の場合、就労、婚姻、海外に居住している場合は生計を一とはみなしません。別居の兄弟であっても生計を一としている場合は、別途書類の提出が必要です。

【0～2 歳児 保育料の多子軽減表】

	階層	基本保育料	延長保育料等
第1子	D01 以上	軽減なし	軽減なし
第2子	D01 以上	半額	半額
第3子以降	D01 以上	0円	0円

(4) 基本保育料の再算定

最新の税額で保育料を算定するためには基準年度の変更が必要になります。
 毎年9月分の保育料の算定から基準年度の変更を行うため、9月分から保育料が変わることがあります。



- ※1 令和5年度市民税所得割額とは令和4年1月1日～12月31日の所得に応じて課税されます。
- ※2 令和6年度市民税所得割額とは令和5年1月1日～12月31日の所得に応じて課税されます。

保育料の支払方法

保育料の納付は口座振替をお願いします。

(1) 手続

入園時にこども園でお渡しする「豊田市市税等預金口座振替依頼・自動払込申込書」に必要事項を記入し、口座振替を希望する金融機関又は郵便局に提出してください。

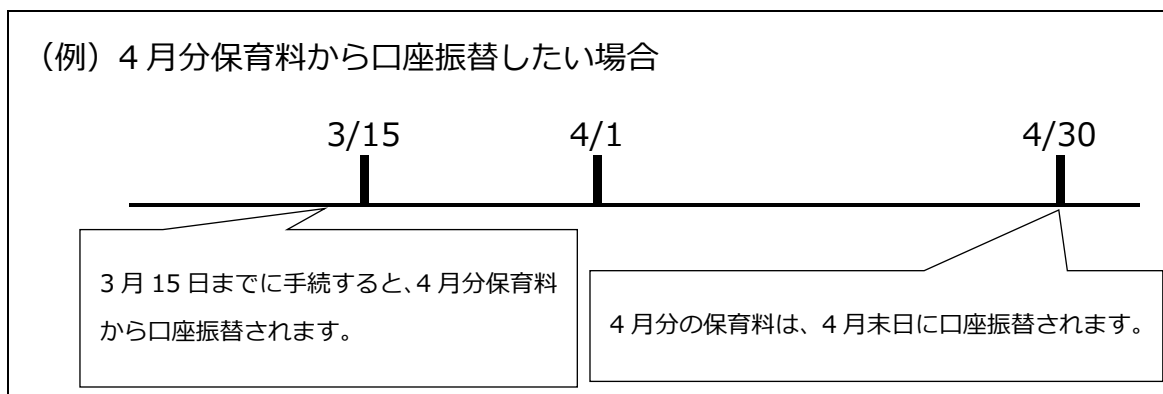
なお、当初入園における提出方法は、園から指示があります。

毎月15日で締切り、翌月分保育料から口座振替が開始されます。

(2) 振替日

毎月月末（ただし12月は25日）に当月分保育料を振替します。

ただし、振替日が金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日が振替日です。



(3) その他

幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所は、各園等が保育料を徴収しますので、直接園等へお問合せください。

令和6年度の振替日は以下のとおりです。

月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
日付	4/30	5/31	7/1	7/31	9/2	9/30	10/31	12/2	12/25	1/31	2/28	3/31

※延長保育等利用によって追加で発生した保育料や、残高不足で引落しができなかった保育料については、対象月の翌月の振替日に翌月分保育料と合わせて再振替します。(再振替は対象月毎に1回のみ)

給食費は対象ではありません。

春季・夏季休業保育

春季休業保育及び夏季休業保育期間中は、保護者の就労形態等に応じ保育を実施します(一部の園を除く)。

(1) 利用できない場合

家庭保育が可能な場合は利用できません。

(2) 提出書類

- ・早朝保育等及び春季休業保育等申請書(園で配付)
- ・要件証明書(就労証明書等)

(3) 申込み

事前に利用希望調査を行います。

春季・夏季休業保育の申込み、変更及び取消しは、利用前月の25日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

(4) 春季休業保育及び夏季休業保育期間中にこども園等を利用しない場合の基本保育料

区分	利用しない期間	各月の基本保育料	
春季休業	卒園式※翌日～3/31	3月	基本保育料×16/25
	4/1～入園式※前日	4月	基本保育料×16/25
夏季休業	7/21～7/31	7月	基本保育料×16/25
	8/1～8/31	8月	0円

※公立こども園以外の場合、園によって卒園式・入園式の日付が異なる可能性があります。
その場合、公立こども園の卒園式・入園式の日付に合わせて保育料が計算されます。詳しくは園に御確認ください。

(5) その他

幼保連携型認定こども園の3～5歳児のうち、保育の必要性がない(1号認定)場合は、春季・夏季休業保育を利用できません。

ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

給食費等（保育料以外に毎月かかる費用）

以下の支払については、「12 保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用」を参照してください。詳細については別途園から指示があります。

(1) 給食費（3～5歳児のみ）

月4,000円程度（1食210円）です。

階層変更により、有料か無料かわることがあります。

なお、給食費は改定されることもありますので、御承知おきください。

階層	0～2歳児	3～5歳児
A・B・CとDの第3子以降※	保育料に含まれる	無料
Dの第1子、第2子	保育料に含まれる	有料

※D階層は、小学校3年生以下の兄弟のみカウントして第3子以降。

(2) 保護者の会費

「大草こども園保護者の会」は令和5年度をもって解散したため、会費の徴収はありません。

※保護者の会にかわって「保護者代表」（2名）を立てていただき、保護者とこども園との連携を図っていきます。

(3) 災害共済制度（日本スポーツ振興センター）

万一の事故、災害に備えて加入していただく制度です。保育中及び登降園中の事故、災害に対して給付されます。共済掛金（保護者負担額）は年額240円又は200円です。（園によって異なります。）

※豊松、上鷹見、則定、冷田、大蔵、杉本こども園については、制度上、日本スポーツ振興センターの災害共済に加入できないため、民間損害保険会社の傷害保険に加入いたします。保険料（保護者負担額）は、日本スポーツ振興センターに準じます。

保育料等の未納

月々の保育料等は納付期限内にお支払ください。以下は、万が一保育料等が未納になった場合の取扱いです。

(1) 延滞金の発生

納付期限までに支払がなかった保育料に対して、延滞金が発生します。

詳しくは、対象者に送付する督促状の裏面を確認してください。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分（給食費は含まない）

(2) 児童手当等からの徴収

児童手当法に基づき、保育料等が一定の期間未納となっている場合に限り、児童手当等を保育料等の支払に充てたいと考えています。

児童手当等からの支払には、あらかじめ申出書を提出する必要があるため、教育・保育施設等利用申込書内【児童手当・特例給付に係るこども園保育料等の徴収に関する申出書】欄への御記名をお願いします。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等・給食費の未納分

【注意事項】

未納額によっては、兄弟姉妹分の児童手当等も支払に充てることがあります。

児童手当等から保育料等未納分を差し引き、残った金額があればその差額が支給されます。

(3) 滞納整理業務を市債権管理課へ移管

督促状発送後納付がない場合は、地方自治法及び地方自治法施行令に基づき、市債権管理課が催告や差押等法的手続による滞納整理を予告なく行います。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分

(4) 入園決定

過去に保育料等の未納がある場合（既に卒園した子どもの未納を含む）は、こども園等に入園できない場合がありますので、保育課に連絡を取るとともに、早急に納付をお願いします。

幼児教育・保育の無償化（参考）

各施設における無償化対象（○：対象、×：対象外）

分類	対象施設・事業 (分類を越えた併用は原則 不可。市外施設も対象)	保育要件あり ※1 (共働き等)		保育要件なし (専業主婦(夫)等)	
		利用料	在籍園での 預かり保育	利用料	在籍園での 預かり保育
①	私立幼稚園 青木、豊田星ヶ丘、松平大和、飯野ひかり	○ ※2	○上限あり ※3	○ ※2	×
②	私立幼稚園 ①以外の幼稚園	○上限あり ※2,4	○上限あり ※3	○上限あり ※2,4	×
③	認定こども園	○ 延長も対象	○上限あり ※3	○ ※2	×
④	こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所	○ 延長も対象		○	
⑤	企業主導型保育施設	○		×	
⑥	認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（預かりのみ）	○上限あり ※5		×	
⑦	障がい児通所施設 (放課後等デイサービスを除く)	○ 分類①から⑥との併用可			

※1 保育要件ありとは、同居の保護者（父、母とも）が以下に該当する場合

就労（月 60 時間以上）、出産、病気・障がい有り、同居親族の看護・介護、就学（月 60 時間以上）、通園・通学の付き添い（月 60 時間以上）、求職活動、災害

※2 満 3 歳を含む

※3 月 1.13 万円まで。満 3 歳児の住民税非課税世帯の場合は月 1.63 万円まで。

※4 月 2.57 万円まで。授業料、入園料のみが対象。

※5 合計月 3.7 万円まで。0 歳児から 2 歳児の住民税非課税世帯の場合は月 4.2 万円まで。認可外保育施設は市 H P に無償化対象施設の一覧を掲載。

1 1 状況が変わった場合の手続について

【具体的な手続の例】

状況	教育・保育給付認定変更申請書	要件証明書	時間外変更申請書等	退園日	備考
離婚・結婚、祖父母と同居・別居など世帯構成が変わった場合	○	-	-	-	【期限】変更になった翌月1日
市外へ転出する場合	-	-	-	○	【期限】退園日の15日前
・税額が変わった場合 ・生活保護の受給を開始・廃止停止した場合 ・世帯員が障がい認定を受けた場合	○	-	-	-	【期限】変更になった翌月1日
入園要件が変わる場合 ・仕事の退職・休職 ・出産予定月後2か月経過 ・診断書内期間を終了 ・退学等	○	○	-	-	新しい要件証明書 ※入園要件不要学齢は教育・保育給付認定変更申請書のみでも可 ※求職活動申立書を提出する場合は、求職活動開始後2か月以内に就労証明書を提出することが必要
就労証明書等の内容を変更する場合	○	○	-	-	就労時間・育休期間等全項目の変更に必要
早朝保育及び春季休業保育等の申込み、変更及び取消し	-	○	○	-	【期限】利用前月の25日 ※就労要件の場合の就労証明書を事業所に証明してもらう必要あり

※書類は園にあります。期限までに園へ提出してください。

申請に基づき教育・保育給付認定等を変更します。

この他にも変更の手続が必要な場合がありますので、園又は、保育課に御相談ください。

※市外へ転出する場合、転出日前日の月末まで登園可能です。ただし、5歳児が2月2日以降に転出する場合は、3月末（卒園）まで登園可能です。

◎申込書等に虚偽の内容があった場合

年度の途中でも退園していただきます。

なお、年間を通して就労実態調査を行いますので、こども園等の適正運営について、御理解と御協力をお願いします。

◎長期間、園をお休みする場合

以下の条件に該当する場合は退園となります。(旧幼稚園型の認定こども園の幼児を除く。)

- ・1月の間（31日以上）連続して欠席したとき。
- ・3月間連続して各月の開所日数の過半数を欠席したとき。

※ 4月1日から入園式の前日まで、7月21日から31日まで、8月1日から31日まで、及び卒園式の翌日から3月31日までの間で、春季休業保育、夏季休業保育を利用しないときは上記日数から除くことができます。

12 保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用

以下のとおり保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）を利用します。

※利用には保護者スマホ等からアプリのダウンロードや登録が必要です（登録方法や登録に必要なID・パスワードは園から別にお知らせします。）。

コドモン

〈活用する主な機能〉

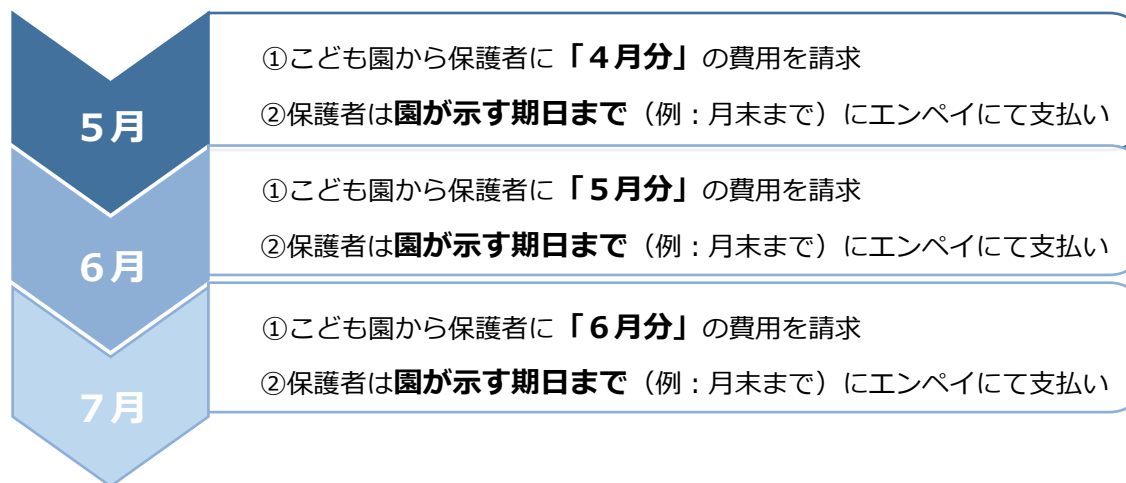
	機能名	使用用途
1	登降園管理	登降園時間の打刻、出欠・遅刻の連絡、迎えの変更などを行います。
2	給食申請	給食を申請する際に使用します。
3	お知らせの配信	園だよりなど保護者宛てのお知らせを配信します。
4	アンケート機能	保護者向けにアンケートを行う際に使用します。
5	行事予定	各園の行事や休園日等を確認する際に使用します。

※日々の登降園管理や給食の申請については、コドモン上で行うこととなりますので、忘れずに登録をお願いします。

エンペイ

給食費、諸費（保護者の会費、絵本代など）、一時保育料、災害共済掛金の保護者負担金についてはエンペイを用いて園から保護者に請求します。

〈支払の流れ（例）〉



13 その他の取組

紙おむつのサブスクについて

(運用開始：令和4年度)

公立こども園では紙おむつのサブスクを利用することができます。利用を希望される場合は、提供事業者のお申込みフォームからお申込みください。(希望者のみ)

(1) 対象

公立こども園の0～2歳児

(2) 利用方法

本サービスの事業者（BABY JOB 株式会社）と各自で契約を結ぶことで利用可能。

QRコードまたはコドモンのリンク集から登録をして下さい。

【コドモン】アプリ内の「その他」メニュー → 施設からのリンク集

(3) 利用料金

1か月2,508円(税込)(令和5年12月現在)

(4) 紙おむつ・おしりふきの種類

紙おむつ：マミーポコ

おしりふき：ムーニー

(5) 登録期限

利用開始の前月25日まで(4月入園の場合、3月25日まで)

25日を過ぎて登録した場合は、園の先生に「おむつのサブスクを登録しました。」とお声掛けください。なお、日割り計算はできないため、月途中開始の場合はご注意ください。

(6) 解約について

前月の月末までにBABY JOB株式会社の専用ページから解約手続きを行うと、翌月から利用停止ができます。(日割り計算はありませんので、月途中解約でも1か月分料金が発生します。)

お申込みフォーム



お昼寝ベッドについて

(運用開始：令和5年度)

公立こども園では、保育室内の安全性や衛生面(各種感染症対策等)の充実を図ること、また保護者の負担軽減を目的として令和5年度からお昼寝ベッドを導入しました。

(1) 対象

公立こども園の0～3歳児

(2) 導入によるメリット

保護者：布団の用意が不要、布団の持ち運び・布団干しの負担軽減

子ども：衛生環境の向上<新型コロナウイルスを始めとする各種感染症の感染拡大の防止、埃・ダニの繁殖の抑制、睡眠の安定 など>

14 その他の注意事項

- ① 子どもの急病などの連絡に備え、連絡先を明確にし、園との連絡を密にしてください。
(携帯電話番号の変更など速やかに連絡してください。)
- ② 住所、勤務先の変更、家族の人員に異動(結婚、離婚、祖父母との同居・別居、死亡など)、保育料算定者の市民税額更正等があった時は、速やかに連絡をし、申請等してください。
- ③ 保育時間中における担任の呼び出しは御遠慮ください。
- ④ 個人情報取り扱いにご注意ください。
 - ・詳しい内容については、別紙「」を御参照ください。
 - ・こども園では、保護者の方の保育中の写真撮影は謹んでいただいています。(※但し、入園式、運動会、生活発表会、卒園式は可とします)
- ⑤ 子どものこと、保育に関することは、こども園にお気軽に御相談ください。
 - ・保育中のトラブルについて、相手があって保育中に怪我をした場合、双方の子どもに適切な対応を心がけるとともに、怪我の内容や経緯、園の対応を双方の保護者にお知らせします。保護者同士も良い関係でいられるよう、声を掛け合いましょう。
- ⑥ 退園される場合は、原則15日前までに申し出てください。15日前を過ぎた場合、過ぎた日数分の保育料が発生する場合があります。

【乳児】 登降園にさせていただくこと、持ち物について

「毎日 保護者の方にさせていただくこと」

登園時

(1) 手洗いをしてから部屋に入る

- ①目的…抵抗力の弱い乳児のため、外部からの雑菌を持ち込まないためです。
- ・登園したら、乳児室入り口の手洗い場で親子とも手洗いをしてください。
 - ・お迎えのときも必ずお願いします。

②洗う手順

流水で手を洗う→石鹸で手を洗う→もう一度流水で手を洗う

(※保護者の方は、手を拭くハンカチを各自で用意してください)

(2) 検温をする

- ①目的…体温は体調のバロメーターであり、一日お預かりする子どもさんの体調を把握するためです。

②測定する手順

ア 検温をする ※脇の下にしっかりつけて計ってください。

- ・乳児期は1対1のふれあい大切です。保護者の方の膝で本を読んだり、おしゃべりをしたりしながら落ち着いて計ってください。

イ 検温表に体温を記入する

- ・平常体温…健康時の体温です。(前月の体温をもとに決めます)
- ・警告体温…平常体温のもっとも高いところから5分高い体温です。体調不良の心配がありますので、お子さんを園に預ける場合は、保護者の方から12時前後に園まで問い合わせの電話をしてください。
- ・降園体温…警告体温よりさらに5分高い体温です。保育途中で降園体温に達した場合は、園から連絡しますので迎えをお願いします。

ウ 体温を記入した後

- ・検温表の下段にある健康状態、爪の長さチェック(月曜日のみ)を記入し、体温計・検温表・連絡ノートと一緒に保育者に見せてください。

※体温測定と同時にお子さんの爪の長さのチェックもしましょう。

※体調の悪いときは、朝の様子などを受け入れ保育者に連絡してください。

【保育ができない場合】

- ・検温して熱が高い時。(降園体温を過ぎている場合。または38度以上の時)
- ・感染症の疑いがある時。
- ・嘔吐、下痢をしている時など、体調のすぐれない時。

(3) 排泄をする(オムツの確認をする)

- ・オムツをしている子は登園後、保護者の方とトイレに行っておムツを確認し、汚れているときは必ず取り替えてください。
- ・オムツをしていない子は登園後、排泄の有無をお子さんに聞いてください。前の排泄から時間が経っているようでしたら、トイレに誘ってみてください。

(4) 持ち物の準備をする

- ①使用済みのエプロンとおしぼりを入れるカゴに、ビニール製の袋を広げてかける。
- ②給食・おやつ用のエプロンとおしぼりを、所定の場所に置く。
- ③連絡ノートを所定の場所に置く。
- ④トイレ用カゴにオムツ（又はパンツ）、排便オムツ用ビニール袋、おしり拭きなどの補充、確認をする。
お尻マットを所定の場所に置く。

(※サブスク利用の方はオムツの補充はありません)

(5) 衣類の点検・整理

- ・ 前日使用した分の**着替えなどは、翌日必ず補充**をしておいてください。
- ・ **オムツは毎朝確認し、トイレ用カゴに6枚を必ず入れて**ください。
- ・ ロッカーのタンスの中に**汚れた衣服を入れるビニール袋(3～4枚)があるか確認をし、補充を**しておいてください。(ビニール袋にも名前を書いてください)

(6) お子さんを保育者に引き渡し、必要なことを連絡する

降園時

- (1) 手洗いをしてから部屋に入る（登園時と同じ）
- (2) 各自の持ち物の始末、持ち物の整理点検をする
- (3) 連絡帳を持ち帰る
- (4) おしりマット入れの消毒をする

《早朝、延長保育について》

- ・ 早朝保育は、幼児と一緒にぞう・ぱんだ組で保育をします。
(8時からひよこ組はあひる組で保育をする予定です)
 - ・ 延長保育は各保育室で保育をします。
- ※子どもの人数によって保育室が変わることがあります。

★登降園時に、コドモンの打刻を忘れずにして行ってください。

(お子さんの登降園の確認や把握となる大切なものです)

《連絡ノートの記入について》

- ・ 連絡ノートは**保護者の方と保育者が連絡をするための大切な日々の記録帳**です。子どもさんの健康状態、食事について、昨日の様子や家庭からの連絡事項などを、その日の上半分に毎日必ず家庭で記入してきてください。記入を忘れた場合は、登園時に記入してください。
- ・ 下半分は園生活の様子を保育者が記入します。

《服装について》

- ・ 清潔で活動しやすく、**汚れを気にしないで生活できる衣服**を着せましょう。
 - ・ 子どもが着脱しやすく、体に合ったサイズの物を着せてください。
- ※肌 着…肌着を必ず着せてください。(汗を吸収し体温調節もできるため、半袖の肌着やランニングがおすすめです。またトイレトレーニングが始まった際は、ロンパース型の肌着は脱ぎ履きがしにくいので腹までの長さの肌着をお願いします)

※上 着…フードや紐のある服は危険ですので、やめてください。

冬は、首まわりの温かい服を着ると体が温まります。

※ズボン…腰にゴムの入った、子どもが上げ下げしやすいものがよいです。

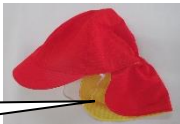

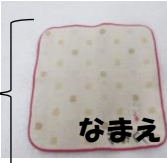

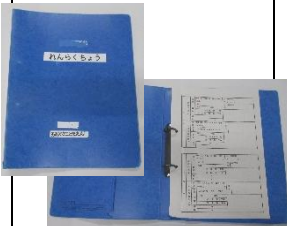
- ・靴下を履いていると滑りやすいので、室内では履きません。登園時に脱がせ、靴下入れに入れてください。
- ・靴は自分で履きやすく歩きやすい、子どもの足に合ったものがよいです。(サンダル、クロックス、ブーツ、紐靴などは、遊ぶときに危険を伴いますのでやめてください。長靴も不向きです) 登降園に履いている靴をこども園での遊びにも使用します。**必ず分かりやすいところに、名前を書いてください。**
- ・髪の毛の長い子は、しばってきてください。カチューシャ、ピンなどの髪飾りは危険ですので使用しないでください。(落とした場合には、小さい子の誤飲の原因にもなります)

《持ち物について》

※園に持ってくる物には、**すべて見やすい位置に名前を大きくはっきりと書いてください。**
 ※おさがりとして譲り受けたものは、**自分の名前を書き直してください。**

★毎日持ち帰る物・・・①、②、③、④、⑤、⑧

週末持ち帰り、週初めに持って来る物・・・⑫、⑬

品名	図示	備考
① カラー帽子 名前を記入		・名前の欄に、 <u>名前を大きく書いて</u> ください。 ・週に一度は洗濯をしてください。
② エプロン ※0,1 歳児は 1日 3枚 ※2 歳児は 1日 2枚 ※延長利用者は + 1枚 3cm位の所を縫う		・おやつ、給食時に使用します。 ・ハンドタオル (30cm×30cm 程度の物) にゴムを通して作ってください。(ゴムの長さは子どもの首周りに合わせてください)
③ おしぼり ※1日 3枚 ※延長利用者は 1日 4枚 20~30cm		・おやつ、給食時に使用します。 ・タオル布地で 20~30 cm 四方程度の大きさの物がよいです。(ファイバー素材の物は汚れがしっかり拭けないので、綿素材の物がいいです)
④ <u>使用済みのエプロン、おしぼりを入れるビニール製の袋</u> (ロッカーのかご用) ※1枚		・使用済みのエプロンやおしぼりを入れます。 ・ロッカーのかごにセッティングしてください。 ・かご (大きさ約 30cm×22cm) にかぶせるので口が広い物がよいです。
⑤ <u>連絡ノート</u> ※A4 サイズ 1冊		・2リングファイルの用意をしてください。 ・毎日持ち帰り、翌朝持ってきてください。 ・名前は園でつけます。

<p>⑥ <u>ビニール袋</u> (汚れた衣服用) ※1包み</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・食事や排泄などで汚れた衣服を入れます。 (大きめを用意してください)
<p>⑦ <u>オムツ、パンツ</u> ※1日6枚</p> <p>後ろに名前を記入</p>	 	<p>【オムツ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎朝、トイレのカゴにオムツが6枚入っているようにしてください。 ・オムツには、一枚ずつ後ろに名前を記入してください。 <p>※サブスク利用の方は不要です。</p> <p>【パンツ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレトレーニング中は、予備のパンツを5枚程度と着替えの服も多めに用意してください。 ・その時期になりましたら、担任より声を掛けさせていただきます。 <p>★予備のオムツやパンツが無かった場合、園より新品の物を貸し出します。<u>後日、新品の同様の物を早めにお返しください。</u></p>
<p>⑧ <u>お尻マット</u> ※1日1枚 ※予備1枚</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・オムツ交換時やトイレでのパンツの着脱時にお尻の下に敷きます。 ・30～40cm四方程度の大きさの物がよいです。(フェイスタオルを半分にたたんで縫い合わせてもよいです) <p>※名前の部分が内側になるように、折りたたんでしまってください。</p>
<p>⑨ <u>お尻ふき</u> (ウェットタイプ)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・排泄時に使用します。 <p>※サブスク利用の方は不要です。</p>
<p>⑩ <u>ビニール袋</u> (排便オムツ用) ※1袋又は1箱</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・排便したオムツを入れます。 ・30cm×25cm程度の大きさの物がよいです。
<p>⑪ <u>体温計</u></p>		<ul style="list-style-type: none"> ・常時、園に置いておきます。(園で測るときは個人の物を使用します) ・ケースと本体に記名をしてください。 <p>※予測式でも構いませんが、正確な体温を測るには、実測式の方が望ましいです。非接触式体温計は避けてください。</p>

《ロッカーのタンスに入れる物》

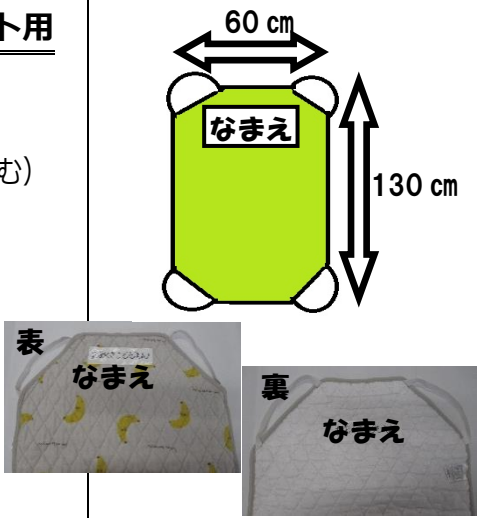
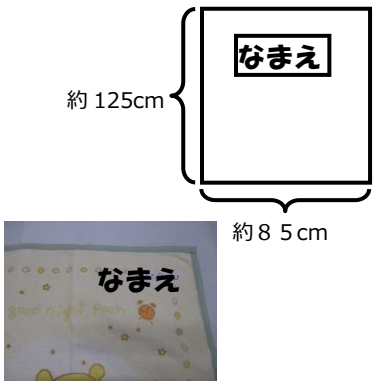
《トイレ用カゴ等に入れる物》

品名	0歳児	1歳児	2歳児
上着(トレーナ等)	3	3	3
ズボン	4	4	4
肌着	3	3	3
靴下	2	2	2
よだれかけ	必要数	必要数	—
ビニール袋(大) (汚れた衣服用)	1包み	1包み	1包み
予備のお尻マット	1	1	1
予備のタオル (フェイスタオルの大きさ) ※シャワーを使用した時等に 使います。	1	1	1

品名	0歳児	1歳児	2歳児
オムツ	6	6	(5)
パンツ	—	(5)	5
お尻拭き (ウェットタイプ)	1箱	1箱	1箱
ビニール袋 (排便オムツ用)	1包み 又は 1箱	1包み 又は 1箱	1包み 又は 1箱
お尻マット	1	1	1

《昼寝布団について》

《実施期間》 乳児 …… 1年中(お昼寝ベッドを使用します)

品名	図	説明
<p>⑫ <u>お昼寝ベッド用</u> <u>シーツ</u> ※2枚 (洗い替え用含む)</p>	 <p>※ベッドのイメージは 図2を参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ベッドの大きさに合った左のサイズのものを市販品又は作成してご準備ください。 ・生地は自由です。 ・<u>頭部側とたたんである状態でも分かるように裏側にも大きく名前を付けてください。</u> <p>★作成する場合は…</p> <ul style="list-style-type: none"> *布(タオル地、キルティング地など) *ゴム4本(目安:横2~3cm×長さ35cmほど) ※図1を参照。 *四隅を縦横14cmほど三角形に折る。
<p>⑬ <u>掛け布団に代わるもの</u></p>		<ul style="list-style-type: none"> ・春・夏の暖かい日はタオルケット、秋・冬の寒い日は毛布を季節に合わせてご準備ください。 ・子どもの体のサイズに合った物が良いです。 ・<u>頭部側に大きく名前を付けてください。</u>

《その他》

- 枕は不要です。(窒息等の危険があるため使用しません)
- シーツやタオルケットは週末に持ち帰り、洗濯をして翌週に持ってきてください。
- 掛布団に代わるものは、お子さんの体調や気温によって布団等に変えて頂くことは可能です。

図1

【作成する例】



【市販品の例】



図2

【ベッドのイメージ図とサイズ】

【サイズ】縦 134 cm×横 60 cm×高さ 12.3 cm



【幼児】登降園にしてくださいこと、持ち物について

≪登降園について≫

(1) 通常保育の登降園について

(ア) 朝（8時30分～）の受け入れについて

- ・各クラスのテラス前までお子さんと一緒に来てください。
- ・着替え、布団があるときは、各クラスの収納場所に保護者の方が入れてください。

(イ) 15時の迎えについて

- ・15時降園の方は、14時45分より各クラスのテラス前で受け渡しをします。並んでお待ちください。

(2) 早朝・延長保育の登降園について

早朝、延長保育は、ぞう・ぱんだ組にて保育をします。

(ア) 早朝保育の受け入れについて

- ・ぞう、ぱんだ組前で受け入れます。
- ・靴、かばん等の荷物は各保育室に置きます。(年齢や時期によって、荷物の置き場所等が変わることがあります。変更する場合は、お知らせします)
- ・着替え、布団については、各クラスの収納場所に保護者の方が入れてください。

(イ) 延長保育の迎えについて

- ・ぞう、ぱんだ組前まで迎えに来てください。
 - ・担当保育者と「さようなら」の挨拶をしてから、お帰りください。
- ※持ち物の忘れ物がないように、親子で確認をして帰りましょう。

★登降園時に、コドモンの打刻を忘れずにしていってください。

(お子さんの登降園の確認や把握となる大切なものです)


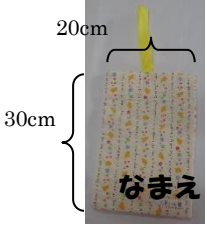

《持ち物について》 ※持ち物には、すべて名前を記入してください。

- ★毎日、ハンカチとティッシュをポケットに入れてきましょう。
 ※ハンカチはポケットに入る大きさの物が、お子さんが扱いやすいです。
 ※ポケットが無い場合は、ウエストポーチ式のポシェットを利用してもいいです。





(1) 毎日、黄色の通園かばんの中に入れてくるもの

品名	図	説明
① <u>コップ</u> 見やすいところに名前を書く		<ul style="list-style-type: none"> コップの底が安定していて、200ml の量が入り、持ち手の付いている物にしてください。 陶器、ガラス類は、割れる心配もあり危険ですので、使用しません。 毎日持ち帰りますので、必ず家庭できれいに洗ってください。
② <u>コップ袋</u> (洗い替えとして 2、3枚)		<ul style="list-style-type: none"> 少し大きめにしておコップが入るようにしてください。 出し入れしやすいように<u>ひもは長めで一本</u>の物が扱いやすいです。 濡れたコップを入れるので、毎日清潔な物を持たせてください。
③ <u>箸セット</u> (園より配布)		<ul style="list-style-type: none"> 箸、スプーン、フォーク、ケース、ふたのそれぞれに名前を書いてください。 ※<u>名前が消えていないか、時々確認</u>をお願いします。 持ち帰ったら、必ず家庭できれいに洗ってください。 3歳児は当面の間、箸は使用しませんので自宅保管しておいてください。使用開始の際は連絡します。 衛生上、飾りのシールは貼らないでください。
④ <u>給食ナフキン</u> (洗い替えとして 2、3枚)		<ul style="list-style-type: none"> 給食の食器の下に敷きます。 毎日洗濯をし、清潔な物を持たせてください。 少し厚手の綿素材の物が良いです。(キルティング地は安定感が悪いので適しません) ※巻タイプのナフキンは、こども園では使用しません。
⑤ <u>給食用ハンカチ</u> ※3,4歳児のみ (洗い替えとして 2、3枚)		<ul style="list-style-type: none"> 口拭きに使います。乾いたまま持ってきてください。 ナフキンの上に重ねて置くので、タオルハンカチくらいの大きさが扱いやすいです。
⑥ <u>箸セット袋</u> (洗い替えとして 2、3枚)		<ul style="list-style-type: none"> 箸セット、ナフキン、給食用ハンカチ(ビニール袋に入れた)を入れます。 紐は、一本が子どもにとって扱いやすいです。 柔らかい綿素材の物が良いです。(厚手の物やキルティング地は、子どもには扱いにくいので適しません)
⑦ <u>替え用のハンカチ</u> (1枚ずつ)	ジップロック 	<ul style="list-style-type: none"> 衛生面を考慮し、給食前に新しい物と取り替えます。 ※<u>チャック付きの袋(ジップロック等)に入れたものを箸セット袋に入れてください。</u>使用済みは、その袋に入れて持ち帰ります。(毎日取り替えてください)

(2) 毎週月曜日に持ってくるもの

<p>⑧ <u>シューズ</u></p>		<ul style="list-style-type: none"> ・前の部分とかかとの部分の2箇所に名前を書いてください。(左右の区別等わかりやすいような目印の工夫をするといいです) ・週末に持ち帰りますので、洗って月曜日に持ってきてください。
<p>⑨ <u>シューズ袋</u></p>		<ul style="list-style-type: none"> ・シューズに合わせた大きさで、自分で出し入れしやすい物にしてください。 ※名前がわかりやすいように<u>あて布に大きく書いて外側につけて</u>ください。(ビニール製のシューズ袋の場合は名前の欄に記入をお願いします)
<p>⑩ <u>手さげ袋</u></p>		<ul style="list-style-type: none"> ・絵本袋にしたり、製作物や汚れ物を持ち帰るのに使用したりします。 ・キルティング地がしっかりして良いです。 ・持ち帰った翌日には、必ず園に持ってきてください。 ※名前がわかりやすいように<u>あて布に大きく書いて外側につけて</u>ください。

(3) その他

<p>⑪ <u>着替え袋</u></p>		<ul style="list-style-type: none"> ・着替え袋は、<u>薄手の柔らかい綿素材の物</u>が良いです。着替え一式とビニール袋がまとめて入る大きさにしてください。(厚手の物やキルティング地は、子どもには扱いにくいので適しません) ※<u>着替え袋の名前は、わかりやすいようにあて布に大きく書いて外側につけて</u>ください。
<p>・着替え一式</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・給食、排泄、遊び等で服が汚れた時に使います。 ・使用したら<u>翌登園日に必ず補充</u>をお願いします。 ・靴下や下着などにも 1枚ずつ必ず名前を書いてください。薄くなりますので時々点検をお願いします。 ・着替え一式(上着・ズボン・肌着・パンツ・靴下・ハンカチ)を園で管理します。季節に合わせて中身の入れ替えをお願いします。
<p>・ビニール袋 (<u>汚れ物用</u> 2、3枚)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ★<u>個人用の着替えが無い場合、パンツのみ新品を貸し出します。後日、新品の同じサイズのパンツを貸した時の袋に入れて、早めに返却してください。</u>
<p>1枚1枚に名前を書いてください。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>汚れ物を持ち帰るための服一式が入るビニール袋を入れてください。(使用したら必ず補充をお願いします)</u>

<p>・レインコート (災害時用)</p>		<p>★災害時に備えて、お子さんが自分で出し入れしやすい袋（ジップロックなど）にレインコートを1枚（100均等で購入したものでよい）入れておいてください。丈や袖はお子さんの体に合わせておいてください。</p> <p>・レインコートと袋の<u>見やすいところに大きく名前を書いてください。</u></p>
<p>⑫カラー帽子</p>		<p>・登降園時にかぶって来てください。</p> <p>・週に一度は洗濯をしてください。</p> <p>・必要に応じてあごのゴムを取り替えてください。</p> <p>※名前の欄に<u>名前を大きく書いてください。</u></p>
<p>⑬水筒</p>		<p>・ひも付きでコップ式の物をお願いします。</p> <p>・水筒を置いた時に<u>上からも名前が見えるようにコップの底にも名前を記入</u>してください。</p> <p>・4、5歳児は、年間持ってきてください。</p> <p>・3歳児は、持ってくる日を後日お知らせします。</p>
<p>⑭リュック</p>		<p>・園外保育、交流保育、弁当日等で使用します</p> <p>・弁当、水筒、おしぼり、敷物が一緒に入る、<u>ゆとりのあるサイズ</u>にしてください。</p> <p>・ファスナー式等、子どもが扱いやすいものにしてください。</p>

≪服装について≫

- ・清潔で活動しやすく、汚れを気にしないで遊べる衣服を着せましょう。
- ・フードや紐のある服は遊具に引っかかり危険を伴いますので、やめましょう。
- ・一人で着脱しやすく、排泄しやすい衣服を着せましょう。
(ファスナー付きでない胴回りがゴムのズボンが良いです。ベルトは不向きです。)
- ・下着を必ず着せてください。(汗を吸収し体温調節もできるため、半袖の肌着やランニングがお薦めです。)
- ・上着を掛けられるようにループ(ち)を付けてください。
- ・ハンカチ、ティッシュは、毎日ポケットに入れて登園してください。
- ・靴は、自分で履ける子どもの足に合った運動靴を履いてきてください。(サンダル、クロックス、ブーツ、紐靴などは、遊ぶときに危険を伴いますのでやめてください。長靴も不向きです) なお、雨天で登園時長靴を履いていた場合、天候が回復して戸外で遊ぶこともありますので運動靴を持ってきてください。必ず分かりやすいところに、名前を書いてください。
- ・名札は貸与とし5月末頃まで使用します。登園時に保護者の方で左胸に付けていただき、降園時に外してください。(不審者対策のため、園外保育に出かける時は、はずしていきます)
- ・髪の毛の長い子は、帽子をかぶりやすいように耳の下でまとめてしばってきてください。また、固い飾りのついたゴムやカチューシャ、ピンなどの髪飾りは危険ですので使用しないでください。

《弁当日について》

園外保育に出かけるときに弁当をお願いすることがあります。

- ・ 弁当日は、リュックで登園してください。
- ・リュックに、弁当、水筒、おしぼり、敷物（子どもが座れる大きさ）、ごみ袋を入れて持ってきてください。黄色の通園カバン、コップはいりません。
- ・弁当箱、弁当を包む袋、敷物などは子どもが自分で出し入れしやすい物にしてください。

《その他》

- ・ 通園かばんにキーホルダーやお守りは1つのみとし、大きくない物でお願いします。
- ・こども園の衣服（パンツ以外）を借りた場合は、必ず洗濯をして早急に返却してください。
- ・洗濯を繰り返すうちに名前が薄くなってしまいます。見にくい物がないか時々確認し、もう一度書き直してください。
(※おさがりとして譲り受けたものは、必ず自分の名前に書き直してください)
- ・紙おむつを使用している場合は、個人用として、紙おむつ、お尻拭き、お尻マット（フェイスタオルを半分にたたんで縫ったもの）を用意してください。
- ・保育中に大雨になり土砂災害警戒情報が発令された場合は、避難所に避難をします。急な天候の変化に備え、傘をさしてきた時は園に置いていってください。（※子どもや保育者が見やすいよう、名前を持ち手の部分に書いてください）

《昼寝の用意について》

《実施期間》

- 3歳児 ……4月～12月頃（終了時期は子どもの様子を見てお知らせします）

★お昼寝ベッドを使用します。

品名	図	説明
① お昼寝ベッド用 シート ※2枚 （洗い替え用含む）	<p>※ベッドのイメージは 図2を参照</p>	○ベッドの大きさに合った 左のサイズのもの を市販品又は作成してご準備ください。 ・生地は自由です。 ・ <u>頭部側とたたんである状態でも分かるように裏側にも大きく名前を付けてください。</u> ★作成する場合は… *布（タオル地、キルティング地など） *ゴム4本（目安：横2～3cm×長さ35cmほど）※図1を参照。 *四隅を縦横14cmほど三角形に折る。
② 掛け布団に代わるもの		・春・夏の暖かい日はタオルケット、秋・冬の寒い日は毛布を季節に合わせてご準備ください。 ・子どもの体のサイズに合った物が良いです。 ・ <u>頭部側に大きく名前を付けてください。</u>

- 4,5歳児…夏季休業保育中（学校の夏休み期間）

★お昼寝ベッドは使用しません。ゴザに直接シート等を敷いて寝ます。

★掛け布団に代わるものを、3歳児と同様にご用意ください。

※4歳児は、3歳児の時に使用していたベッド用シートを敷きます。

※5歳児は、ベッド用シート、又はタオルケット等を敷きます。

（5歳児で昨年度と同じように用意したい方は、昨年と同様の昼寝用布団を使用してもかまいません）

《その他》

○枕は不要です。（窒息等の危険があるため使用しません）

○シートやタオルケットは週末に持ち帰り、洗濯をして翌週に持ってきてください。

○シートや掛け布団に代わるものは、お子さんの体調や気温によって布団等に変えて頂くことは可能です。

図1

【作成する例】



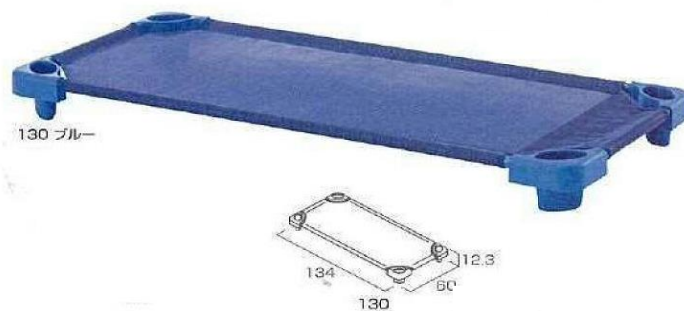
【市販品の例】



図2

【ベッドのイメージ図とサイズ】

【サイズ】縦 134 cm×横 60 cm×高さ 12.3 cm



こども園等一覧（地区別五十音順）

地区	No	園名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育実施	認可等
豊田	1	朝日	日南町 5-15-2	32-2212	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 30 分～午後 5 時	—	○	公幼
	2	五ヶ丘大和	五ヶ丘 2-19-1	88-1237	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	3	井上	井上町 9-60-1	45-5010	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	4	伊保	保見町榎堂坊 28	48-8188	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	5	いぼばら	大清水町南岬 1-280	31-3340	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	6	今	今町 7-50-2	28-2285	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	7	うねべ	畝部西町伊勢神 1-1	21-0405	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	8	梅坪	梅坪町 1-14-1	32-2057	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	9	永新	永覚新町 5-193	29-0732	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	10	大畑	篠原町片坂 40-6	48-8288	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	11	大林	大林町 14-11-13	28-0012	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	12	上郷	上郷町郷下 15	21-1830	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	13	上鷹見	上高町古白 344-2	41-2219	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	14	キッズハウスとよ	西町 1-76	36-5025	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	小規模
	15	越戸	越戸町松葉 52-2	45-1073	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	16	こじま	金谷町 7-30	32-2281	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	17	駒場	駒場町新生 69	57-2413	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	18	拳母	拳母町 5-58	32-0199	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	19	拳母ルーテル	桜町 1-79	32-1764	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	20	浄光	宮町 3-64	32-3635	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	21	浄水ひかり	浄水町南平 101	63-5680	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	22	浄水松元	浄水町南平 100	45-6884	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	23	寿恵野	鴛鴨町畔畑 227	28-2403	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	24	住吉	住吉町 1-6-3	52-3807	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	25	青松	朝日ヶ丘 6-41	34-0065	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	26	第二いぼばら	大清水町原山 108-7	85-0160	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	27	第二青松	朝日ヶ丘 6-45	35-0015	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	28	第二わかば	若林東町上り戸 13-3	41-7830	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	29	たかね	和会町鳥手 167	21-0404	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	30	高橋	水間町 4-155-1	88-8088	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	31	たかはら	高原町 5-73-2	34-5141	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	32	高美	若林西町長根 64	52-3706	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	33	竹村	中町経塚 4	52-8508	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	34	中央	四郷町山畑 78-2	45-0066	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	私保
	35	堤	本田町本田 1	52-3053	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	36	堤ヶ丘	堤町道仙 65	52-0166	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	37	寺部	上野町 1-173	80-2194	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	38	東海	神池町 2-1236	88-0599	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	39	童子山	小坂町 16-51	32-3566	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	40	透成	西広瀬町清水 30	41-2550	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保

地区	No	園名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育実施	認可等
豊田	41	渡 刈	渡刈町 3-98	28-8300	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	42	トヨタ	水源町 1-1-1	28-2198	4-5歳児	—	午前8時30分～午後3時	—	—	公幼
	43	豊田聖霊	聖心町 4-10-6	28-2178	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	44	豊田大和キッズ	今町 1-6-2	27-5678	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
	45	豊田東丘	宝来町 4-758-274	89-7570	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	46	豊 松	豊松町狐塚 120-4		3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	47	ナースーハウス	平芝町 2-2-5	77-6406	4か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	小規模
	48	中 金	城見町須田口 6	41-2238	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	49	中根山	高岡本町双葉 60	52-3029	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	50	名古屋柳城短期 大学附属豊田	市木町 3-19-7	80-0198	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	51	根 川	下林町 7-41	32-1082	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	52	野 見	美里 5-19	80-0650	3-5歳児	3歳児	午前8時30分～午後5時	—	○	公幼
	53	林 丘	大林町 10-15-2	28-1074	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	午後6時 まで	○	認(幼)
	54	東広瀬	東広瀬町蔵屋敷 19-1	41-2112	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	55	東保見	保見ヶ丘 4-6-1	48-2221	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	56	東 山	渋谷町 3-978-36	80-6074	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	57	ひかり	矢並町大坪 901-2	80-2280	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	58	ひなたぼっこ	若宮町 2-70	34-5008	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	事業所
	59	平 井	百々町 4-20	80-2193	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	60	平 山	平山町 1-10-1	28-6187	3-5歳児	3歳児	午前8時30分～午後5時	—	○	公幼
	61	広 沢	舞木町焼山 1102-23	44-0288	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	62	藤 敷	豊栄町 3-120	28-4717	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	63	保見ヶ丘	保見ヶ丘 5-1-1	48-1500	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	64	本 地	本地町 2-51-1	27-2662	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	65	益 富	志賀町箕平 77-1	80-0365	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	66	松 平	九久平町築場 52	58-0070	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	67	丸 山	丸山町 3-30	28-0744	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	68	みずほ	瑞穂町 2-5	32-7380	4か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	69	御 船	御船町山屋敷 78-30	45-1215	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	70	宮 口	宮口町 2-50	32-6727	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
71	美 山	美山町 4-47-1	41-8812	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)	
72	みるみる園	京町 4-3-9	31-5875	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	事業所	
73	美 和	百々町 9-43	88-2230	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保	
74	杜のひかり	大清水町大清水 100-1	45-9966	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)	
75	山之手	山之手 1-78-1	28-1101	4-5歳児	—	午前8時30分～午後3時	—	—	公幼	
76	竜 神	竜神町神田 60	28-8200	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)	
77	若 園	中根町永池 192-18	52-3820	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保	
78	わかば	若林東町上外根 86-2	52-1838	4か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	私保	
79	若 林	若林東町東山 47-1	52-8350	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保	
80	若 宮	若宮町 6-2-5	32-3200	6か月-5歳児	全学齢	午前7時30分～午後6時	○	○	公保	

地区	No	園名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育実施	認可等
藤岡	81	飯野	藤岡飯野町出口 1122	76-2667	5か月-5歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	82	石畳	白川町大根 1271-1	76-1998	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	83	木瀬	木瀬町浜居場 248-1	76-1765	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	84	中山	西中山町蔵屋敷 136-1	76-4436	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	85	中山松元	西中山町後田 93-6	76-3033	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	86	御作	御作町日沢 1060-20		6か月-5歳児	0-2歳児	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
小原	87	大草	小原町北洞 268-2	65-2045	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	88	道慈	乙ヶ林町下立 122-1	65-2733	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
足助	89	足助まゆみ	足助町陣屋跡 7		3-5歳児	—	午前8時30分～午後3時	—	—	公幼
	90	足助もみち	岩神町築瀬 25-1	62-0685	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	91	大蔵	大蔵町本城 13-1	64-2220	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	92	則定	則定町前田 5	63-2051	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	93	冷田	冷田町上冷田 38	63-2310	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
下山	94	大沼	大沼町船橋 21	90-3021	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	95	東部	羽布町川合 23-2	90-3173	3-5歳児	—	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
旭	96	小渡	下切町下切 10	68-2766	3-5歳児	—	午前8時30分～午後3時	—	—	公幼
	97	杉本	杉本町三斗成 36	68-2701	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
稲武	98	稲武	武節町神田 96-1	82-2025	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保